

平成 25 年 5 月 10 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 5 月 10 日（金）開会：午後 1 時 29 分 閉会：午後 3 時 59 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 今村岳司（蒼士会）

大石伸雄（政新会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

山田ますと（公明党議員団）

他に、委員外議員として、八木米太郎副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

3 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務活動費に関する事項について

政務活動費に関する事項について協議しました。

まず、前回の委員会（4 月 23 日）で事務局から説明のあった統一書式案について、協議を行ないました。各委員から聴取した意見を基に、書式の修正を行い、次回の委員会（5 月 23 日）で確認することとなりました。

次に、議長勧告、要綱を規則と手引きに整理することについて、事務局から説明がありました。各委員はこれを持ち帰り、意見を提出することになりました。

また、議長勧告を実施するための運用手順を決める必要があるため、次回、事務局がその案を提出することとなりました。

次回の委員会で引き続き、協議を行なうこととされました。

(2) 議会基本条例について

議会基本条例（以下「条例」という）について協議しました。

条例に定める小理念「委員会」について、協議を行ないました。以下の条文案は、全委員がこれを了とし、仮決定されました。他の条文案については、各委員は持ち帰り、その賛否又は意見を提出することとされました。

委員会は地方自治法第百九条に定めのある常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会とし、その名称、委員定数及び所管等は西宮市議会委員会条例による。次回の委員会で引き続き、協議を行なうこととされました。

次に、条例に定める小理念「議員報酬」で、総務局法制担当と表現の確認を行うこととされていた条文について、事務局から説明がありました。第1項中「本条例に掲げるところの議会の一員」とある文言を、「この条例に規定する議会の一員」とすることで、全委員が了とされました。これにより、条例に定める小理念「議員報酬」については、以下の条文案で仮決定されました。

議員は、この条例に規定する議会の一員である対価として報酬を得る。

議員報酬の額は西宮市特別職報酬等審議会答申を尊重した市当局提案を受け、条例においてこれを定めるとともに、その支給等は西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例による。

議員報酬の支給の制限については西宮市議会議員の議員報酬等の支給等の制限に関する条例による。

議会は、以下に該当するときには議員報酬の自主減額について協議を行なうものとする。

- 一、災害等不足の事態によって市の財政が著しく悪化した、若しくは悪化が見込まれるとき
- 二、市の財政が一定以上悪化し、行財政改革が実施されるとき

(3) 議会役職について

議会役職について、協議しました。

正副委員長の選び方について、前回の委員会で確認された「バランスとして希望者を退けてでも、希望を出していない会派にエントリーさせるべきとの感覚は残存していないこと」、「エントリーのやり方は各ポジション順に行なうこと」を踏まえて導かれることとして、以下の事項について協議を行ない、全委員がこれを了とされました。

(1) エントリー中心主義

特に正副委員長を中心にエントリーを第一義とし、エントリーの段階でバランスは問わない。

(2) 希望が重複した場合の調整

同一ポストに複数のエントリーがあった場合の調整には、すでに希望をかなえている数など従来のバランスを講じる場合がある。

(3) 再エントリー

あるポストにエントリーがない場合は調整を行わず、一斉に再エントリーを行なう。

(4) エントリーの順序

エントリーは別に定める枠ごとに行なう。また、今までより希望を出し合う回

数が増えるため、資料の更新を印刷しない、インターバルを短くするなど、長時間化しないよう心掛ける。

(5) 結果の変容

これらの結果として、会派の大小、正副議長の獲得による役職分配バランスが従来と異なる場合がある。

(6) 評価

正副委員長は、定めた課題を成し遂げたかどうか客観的に評価される。

また、役職の兼任については、積極的に兼任させるという趣旨ではなく、当然優先権があるものはなく、再エントリー以降で、かつ法的・物理的に可能なものに限り認めることで意見が一致しました。

これらのことについては、議会改革特別委員会の意見として、議会運営委員会に報告することとされました。

次に、正副議長の選び方及び職務について協議を行ないました。正副議長の選び方で、事前に所信表明を行なうかどうかについては、他の協議事項を優先し、この議論を凍結することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議を行なうこととされました。

(4) 議会事務局の強化について

議会事務局の強化について、協議しました。

強化の内容及び合理化の内容について、各委員は持ち帰り、その具体的な内容を提出することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(5) 議場音響設備の改修について

議場音響設備の経年化に伴う改修を行なうにあたり、各派から意見のあった改善を求める事項及び付加して欲しい機能について、事務局から検討状況の報告がありました。改修は、付加設備に将来応用ができるなど極力効率的に、無駄がないように行なうべきとの意見を踏まえ、施設部と技術的な協議を行ないながら進めること、また、その進捗状況についても適宜報告することとされました。

次回以降の委員会の日程

平成 25 年 5 月 23 日 (木) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

平成 25 年 6 月 12 日 (水) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

以 上